

平成 25 年 12 月 11 日

預金者の皆さまへ

### 金融犯罪についてのご注意

現在、滋賀県下では、金融商品購入や還付金等に係る詐欺が多発しております。このため、滋賀県警察本部、滋賀県は、12月6日付で「金融関係に係る犯罪多発注意報」を発令しております。

当金庫においても、先日、窓口にご来店いただいたお客様から、多額の預金払出しのご事情をお聞きし、未然に被害を防止できた事例もございました。お客様の大切なご預金をお預りする立場の金融機関といたしましては、こういった被害を防止するためにも、多額のお引出しにつきましては、窓口で理由などをお尋ねすることもございますので、よろしく願いいたします。

なお、最近発生している詐欺等の発生特徴を下記に記載しておりますので、ご注意ください。

#### ○ 発生の特徴

- ・ 被害に遭われる方は、ほとんどが高齢の方。
- ・ 金融商品取引詐欺では、投資やプラチナ・ダイヤモンドなどの購入を勧め、現金をレターパックで郵送させる。
- ・ 還付金等詐欺では、公的官署（金融庁・社会保険庁・県庁・市役所・銀行協会など）の職員を騙り、携帯電話を持たせ、ATMコーナーで操作を指示し現金を振込ませる。